

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島

茂

<p>川口草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市柳島町字助三郎一番一地从先から 同市両新田西町字塚田四四六番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年三月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年八月三十日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長七八・五八メートル</p>	<p>備考</p>